



発行所
 大阪府衛生管理協同組合
 編集事務局・広報部
 〒556-0011 大阪市浪速区
 難波中2丁目7-25
 TEL 06-6633-2460
 FAX 06-6633-1652

人に寄り添う浄化槽

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



昨年二〇二二年は、米国在住の真鍋博士がノーベル物理学賞を受賞されました。地球温暖化に関する研究を、特に日系の方が受賞されたということ、改めて、人の営みと地球環境との関わりに注目が集まっております。

さて、日本の降水量は、世界平均の2倍と言われ、梅雨もあり水資源の豊富な国と思われがちです。しかし、人口一人当たりでいうと、砂漠の国サウジアラビアよりも少ないのです。ですから、水の有効利用はとて大切ですが、それではその貴重な水を囲い込んで何処にも出さないようにすればよいのでしょうか。ところが、それは違うそうです。

水を囲い込んで外に出さないという、一見、未来の話

のようですが、大都会では水は上水道で送られ、人間の営みに使われた後、そのまま下水道に排出されます。水は地下の水道管から出て、また地下の下水道へ戻っていきます。次に、水がお天道様を拝むのは下水処理場です。自然の雨以外で外界を潤すものは、人が撒く水だけになります。人が水を使うにしても、その分は自然界へ戻さなければ、水の循環を基本とする生命、また環境が成り立ちません。国も「自然環境の保全・復元は：河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指し：」(国交省「河川事業概要二〇一九」として、河川に水を戻すための事業も多く企画・実行しています。

確かに昔の機種では、放流水質も劣っておりましてし、悪臭やスカムの流出など、近隣からの苦情の原因になったこともありまして。

私が、家業を継いだころ、大阪府では、単独式の全曝気浄化槽が数多く設置され、その是非がよく議論されました。この形式では、汚泥の流出や悪臭をよく起こし、苦情の原因になりました。まもなく、大阪府では対策として小型槽にも分離槽を設けることを義務化し、これで苦情は激減しました。それまでは顧客からの苦情対応に、業者も大変でしたが、それを住民との接触の第一線に対応にあたってこられた行政の方々には、今でも頭が下がります。

その後、大阪府は全国に先駆けて平成9年10月に単独式浄化槽から合併式浄化槽へかじを切っております。

この時、設置場所が問題でした。全曝気式より槽自体が大小型化したため、設置に制限ができたのです。今よりも土地信仰の強い時代でしたから、一戸建て住宅でも敷地に余裕

がなかったからです。そんなこともあり、各メーカーは高度な浄化力とともに小型化に開発の力を置きました。確かに小型で高性能な浄化槽は理想ですが、過密な地域では集合処理されるでしょうし、土地信仰の時代ならともかく「人口減なのでこれからは浄化槽設置で」といった地域では敷地は問題になりません。

また、極度に小型化された機種では、使う側も注意が要求され、保守点検する側も同様です。逆にいいかえれば、公共下水道に接続してしまえば、使用者はトイレの心配がなくなり、料金も自動引き落とし、あとは全く「我関せず」なのです。

これが世間一般の下水道信仰の一因だと思えます。

浄化槽には維持管理として、清掃、保守点検、法定検査があり、保守点検は最低でも年間3回、清掃1回、法定検査1回必要です。車を持てば、検査・整備が必要ですが、自動車は、家庭用浄化槽よりはるかに複雑な構造で、運動エネルギーも、比べ物にならないほど大きくても、車検は2年に1回、法定点検は年1回です。その意味で、設置場所が少し広くなっても、構造的に簡素で、メンテナンスフリーとまでいかなくとも、クリティカルな作業を極力要しない浄化槽が出てきて欲しいと思うのです。令和2年の浄化槽法改正で「共同浄化槽」が可能になりましたが、個人が共同使用するとなれば、まずはシンプルなお使い勝手であることが、互いのトラブルを避ける

ためにも必要だと思えます。

機構的には、曝気はプロセスのどこかで必須でしょうし、水の移流に伴うポンプもいるでしょう。モーターさえ動いておれば、あとこれに最終放流の消毒剤と年1回の清掃をすれば何とかなるか、そこそ自己診断機能を持ち、調子が悪くなればネットで連絡してくれる、とも思います。さらに言えば、浄化槽を設置していて案外負担になるのが手続です。

浄化槽清掃の際、事前に届出が必要だったり、その理由が、要綱・要領にあるからとか。ただ書いてあるからというなら積極的にリストラすべきです。

そのような手続きに限り、あちこちの印が必要だったりします。こうなると、その手続きに関わる維持管理そのものが疎まれます。役所の都合だけを求めるにも限度があるでしょう。

ちょっとした「めんどくささ」が結果として、浄化槽への拒否感につながります。些細なこと積みあがれば、大きな負担になります。

浄化槽の普及を考える時、かかる手間を減らすこと、下水道と比べて「めんどくささ」のないこと、それが、一層の浄化槽普及のため必要なことだと思えるのです。

「蒸しべ一本が
 ロバの背中を折る」
 (ユダヤの格言)

これからも暑い日が続きますゆえなにとぞ皆様ご自愛ください。

残暑お見舞い申し上げます (令和4年)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|-----|-----|-------|-----|-------|------|------|------|-----|-------|------|------|
| 顧問 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 理事 | 副理事長 | 副理事長 | 理事長 |
| 藤野静男 | 柿花江美 | 瓦谷昇次 | 菅直人 | 片山敏 | 蓬菜谷勝玄 | 辻貴之 | 永田伊智朗 | 野中久泰 | 土井健一 | 齋藤純代 | 森広治 | 三ツ川浩一 | 梶木隆弘 | 米田健司 |

理事会のあゆみ

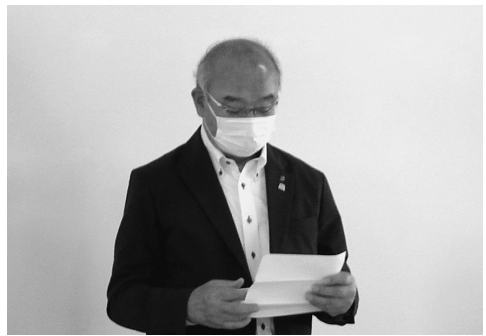
定例理事会の開催状況

- 令和3年4月20日
 - 令和2年度決算報告・事業報告及び令和3年度予算案・事業計画案について、いずれも総会提案案として承認。
 - 役員任期満了に伴う改選について協議。
 - 通常総会を「コロナ」の流行により大阪で開催し、交流会については中止することをすることを決定。
 - その他の報告等
- 組合員の動静について。令和3年6月11日
 - 滞納会費の回収について。今後の見通し、対応について協議。
 - 理事の業務分担を決定。
 - 組合ニュース8月号の紙面構成案を了承。
 - 新年度事業として組合員全体に向けて、債権と時効、連帯保証人と身元保証人、経営権の承継、相続権について法務研修を行う。また併せて質疑応答を行う。
- 令和3年7月21日
 - 組合ニュース8月号掲載記事案を検討し、了承。
 - 「法務研修」の準備について検討。
- 「中浜」での土砂の検出問題について協議。
- その他の件
 - 大阪府浄化槽管理士講習会の概要の報告。
 - 大津連と共催の研修会は中止となった。
- 令和3年9月6日
 - 「中浜」での土砂の検出問題

題について、建設業界あて要望書を出すことを協議。

- 令和3年10月20日
 - 「法務研修」での質問項目を整理・検討した。また各項目については法務顧問あて伝達。
 - その他の件
 - 「中浜」の状況について。
- 令和3年11月16日
 - 「法務研修」の内容が法務顧問から、データとして提出され、概要の説明があり了承された。内容のあらまし、音声データは、後日組合員へ配布済み。
 - 大阪府発注の競争入札案件への対応について協議。
 - その他の件
 - 一般廃棄物処理の委託料について各自治体あて要望書についての意見交換。
 - 「水環境セミナー」について。
- 令和4年1月19日
 - 組合ニュース1月号の発行について。
 - 働き方改革に伴う有期雇用の無期限転換ルール(注)について来年度事業で研修を行うことを協議。
 - 市町村と連携した浄化槽清掃啓発の推進について協議。
 - 次期総会について日程、形式を協議。
 - (注)改正労働契約法が施行され、有期雇用については無期転換ルールが規定された。無期転換ルールとは、同一の使用者(企業)との間で、有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって無期労働契約に転換されるルールのこと。
- 令和4年2月10日
 - 市町村と連携した浄化槽清掃啓発の推進について協議。
 - 理事数が定員の下限であるため、総会で理事補選を行う。
 - その他の件
- 令和4年3月4日
 - 滞納組合費の回収について。
 - 総会での理事補選を行う。
 - 来年度事業(自治体のし尿処理体制、各地域での協力体制、法務研修)の見直し等について協議。
 - その他の件

令和4年度(第58期)通常総会開催



米田理事長の開会挨拶



議長を務める片山副理事長

令和4年5月25日(水)午後三時、大阪市浪速区難波中「ナンバビル」集会所にて開催された。定刻に至り司会の片山副理事長が開会を宣し、本日の出席状況を報告、総会の成立を告げた。米田理事長から「コロナウイルスによる緊急事態の中、我々の業界も大変な時期に差し掛かっているが、浄化槽法改正によるさまざまな事業が動き出し、これを希望として前進したい」との挨拶があった。議案審議に先立ち議長として片山副理事長が選出された。

第1号議案 令和3年度事業報告が事務局からあり、可否を諮ったところ異議なく承認された。

第2号議案 令和3年度収支決算関係について、組合顧問脇田税理士から説明の後、瓦谷監事による監査結果報告があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。

脇田税理士による決算報告

今回の総会は、新型コロナウイルス感染症流行による非常事態下ならではの様々な障壁がありましたが、役員の皆様には、迅速な進行を実現す

った。

【第3号議案】 令和4年度事業計画案が事務局から説明があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。

第4号議案 令和4年度収支予算案について脇田顧問税理士から説明があり、可否を諮ったところ異議なく承認された。

第5号議案関係

組合の理事数が、定款の下限となっているため、今回、役員補選を行ったところ、土井清掃(泉南郡岬町)の土井健一氏が選出された。

最後に、野中副理事長から「これからも組合員一同、一層団結を強めて乗り越えていきたい」との閉会の挨拶があった。

【受入槽・貯留槽定期清掃】 令和5年1月18日(水)

【受入槽定期清掃】 令和4年8月24日(水) 令和4年11月16日(水) 令和5年3月15日(水)

※なお、清掃日当日は終日搬入停止となります。

各地の便り

浄化槽維持管理へ自治体補助の動き

環境省の調査によると浄化槽の維持管理費用に対し補助を行っている自治体が全国で220市町村あることが判明した。浄化槽の維持管理は、一般会計からの補助の行われる下水道と比べ冷遇されており、税の公平性などの点からも指摘があったもので、今後の進展が期待される。

《組合法律顧問から》

木村法律顧問の事務所は次のとおりです。組合員については、初回無料で相談に応じていただけることとす。

大阪市中央区 高麗橋4-1-14
SI横堀ビル一階
木村総合法律事務所
電話 06-14963-3813